在籍型出向で後業員の雇用を守りませんか?

新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、 人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。

皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか?





出向ハンドブック 助成金ガイドブック

「在籍型出向」とは? 詳しくは出向ハンドブック8ページ

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の 出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業 **の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務するこ とをいいます。

出向契約 出向先 出向元 雇用関係 雇用関係

「在籍型出向」の事例

詳しくは出向ハンドブック 2 ページ

出向期間12か月

出向労働者1名

旅行代理店(出向元)

インバウンド観光客を対象とする旅行企 画・営業がほとんど稼働していないため、 雇用過剰となっている。旅行需要が回復す るまで従業員の雇用維持を図りたい。

<企業規模:30~49人>



保育所(出向先)

保育所での給食の調理補助者が育児休業を 取得することになったので、1年間限定で 勤務してくれる方を探している。

<企業規模:50~99人>



「在籍型出向」のメリット 詳しくは出向ハンドブック6ページ

実際に在籍型出向を実施した企業(出向元・出向先)や出向労働者へのアンケート結果です。

出向元企業

- ·出向労働者の**労働意欲の 維持・向上**につながる(63%)
- ・出向労働者のキャリア形成・ **能力開発**につながる(59%)
- ・出向期間終了後、出向労働者が 自社に戻ってくることが確実 である(56%)
- ・出向労働者への刺激になり、 自社の業務改善や職場活性化に 期待ができる(50%)

出向先企業

- ・人手不足が解消され、**自社の** 従業員の業務負担を軽減できる (75%)
- 社会人としての基礎スキルや 職務に必要な職業能力を持った **人材を確保**できる(52%)
- ・自社の従業員への刺激になり、 業務改善や職場活性化が期待 できる(42%)
- ・新たに採用するよりも**人材育成 のコストを抑制**できる(38%)

出向労働者

- ・出向先での新しい仕事の経験が キャリアアップ・能力開発に つながる(57%)
- ・出向元での雇用が維持されて いるので**安心して働く**ことが できる(46%)
- ・これまでどおりの収入を確保 できたため生活面の安定が 図られる(38%)

(*) 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

「在籍型出向」を開始するまでのステップ

出向元 出向先

詳しくは出向ハンドブック10ページ

出向の相手を見つける

在籍型出向を実施した企業によると、出向の相手先は、もともと取引関係のある企業であった 場合が約半数、公的機関からの紹介による場合が約2割程度です。

(公益財団法人)産業雇用安定センターは、出向のマッチング支援を無料で行っています。全 国47都道府県の事務所に配置しているコンサルタントが、出向の相手先を一緒に見つけてくれ たり、出向契約締結のサポートを実施したりしています。 (3ページ参照)

出向元 労働者

詳しくは出向ハンドブック16ページ

労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い



在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か、または「出向先での賃金・労 働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって労働者の利益に配慮し て整備されている」必要があるとされています。

産業雇用安定助成金(4ページ参照)を活用する場合は、労働者の「個別的な同意」を必ず得る ことに加え、書面で労使協定を締結する必要があります。

出向元 出向先

詳しくは出向ハンドブック20ページ

出向契約の締結



出向期間や出向中の労働条件、賃金負担などについて、両社と労働者でよく話し合った上で出 向契約を締結します。

出向先 労働者

詳しくは出向ハンドブック25ページ

出向期間中の労働条件等の明確化



労働者に対し、労働条件を明確にする必要があります。この労働条件は、出向に際して出向先 企業が明示することになりますが、出向元が出向先に代わって明示しても問題ありません。

出向元 出向先 産業雇用安定助成金を活用する場合

詳しくは助成金ガイドブック23ページ

産業雇用安定助成金出向実施計画の届け出



産業雇用安定助成金を活用する場合は、出向開始前に「出向実施計画届」を都道府県労働局・ ハローワークに提出 してください。 出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

出向開始

ステップ

出向元 出向先 産業雇用安定助成金を活用する場合

詳しくは助成金ガイドブック30ページ

産業雇用安定助成金の支給申請

産業雇用安定助成金を活用する場合は、計画届提出の際に選択した支給申請期ごとに「支給申請 書」を都道府県労働局・ハローワークに提出 してください。 出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しています!

- ・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる 「在籍型出向"基本がわかる"ハンドブック」
- ・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報 などを順次掲載していますので、あわせてご活用ください。 -2-



厚労省 H P

(公財)産業雇用安定センターでは 「在籍型出向」のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」 を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。 設立以来、23万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等 の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して**出向のマッチ** ングを無料で行います。

全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業の相談に応じています。

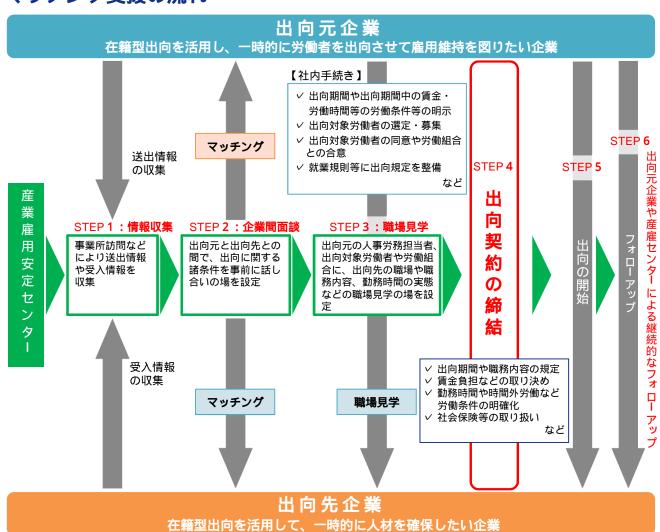
お問い合わせ先

産業雇用安定センターのホームページをご覧ください





マッチング支援の流れ



「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成します。 同間 いま

助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

助成対象となる「出向」とは?

ガイドブックはこちら

雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象です。

また、出向した労働者は、出向期間修了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。

企業グループ内での出向も、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることなど、一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成の内容

出向初期経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主(企業グループ内出向の場合は**支給されません)**

【内容】出向前に、出向の成立に必要な措置を行った場合に以下の額を助成

就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、

出向者を受け入れるための機器や備品の整備(出向先のみ)など

	助 成 額	加 算 額
出向元・出向先	各10万円/1人あたり(定額)	各5万円/1人あたり(定額)

- ・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です
- ・出向元事業主(雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し)または出向先事業主 (異業種からの受け入れ)がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

出向運営経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主

【内容】出向中に必要な経費の一部を最長2年まで助成

賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助 成 率	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行って いない 場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行って いる 場合	4 / 5	2/3
企業グループ内出向の場合	2/3	1 / 2
上 限 額(出向元・出向先の合計)	12,000円/1	人1日あたり

・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

出向復帰後訓練助成

【対象】出向元事業主

【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる 訓練(off-JT) を行った際に、**訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成**

出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります

	経 費 助 成	賃 金 助 成
助成内容	実費(上限30万円)	1人1時間あたり900円(上限600時間)

申請・お問い合わせ先

助成金の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**コールセンター**、**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

- 助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。(公財)産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

「産業雇用安定助成金」をご活用ください

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成します。

助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

ガイドブックはこちら

助成対象となる「出向」とは?

雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象です。

また、出向した労働者は、出向期間修了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。

企業グループ内での出向も、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることなど、一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成の内容

出向初期経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主(企業グループ内出向の場合は**支給されません)**

【内容】出向前に、出向の成立に必要な措置 を行った場合に以下の額を助成

就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、 出向者を受け入れるための機器や備品の整備(出向先のみ)など

	助成額加算額	
出向元・出向先	各10万円/1人あたり(定額)	各5万円/1人あたり(定額)

- ・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です
- ・出向元事業主(雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し)または出向先事業主 (異業種からの受け入れ)がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

出向運営経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主

【内容】出向中に必要な経費の一部を最長2年まで助成

賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助 成 率	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行って いない 場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行って いる 場合	4 / 5	2 / 3
企業グループ内出向の場合	2/3	1 / 2
上 限 額(出向元・出向先の合計)	12,000円/1	Ⅰ 人 1 日あたり

[・]出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

出向復帰後訓練助成

【対象】出向元事業主

【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる 訓練(off-JT) を行った際に、**訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成** 出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります

	経 費 助 成	賃 金 助 成
助成内容	実費(上限30万円)	1人1時間あたり900円(上限600時間)



受給までの流れ

出向初期経費助成・ 出向運営経費助成

- 出向元事業主と出向先事業主との**契約** ¹ **1** 労働組合などとの**協定** 出向予定者の**同意**
- 2 出向計画届提出・要件の確認 2
- 3 出向の実施(1か月間~2年間)
- 支給申請 ³ 助成金受給 ⁴(最長1年間)
- 支給期間延長届提出・要件の確認 ^{2 5} (6か月ごと)(最長2年間)
- 6 支給申請 3・助成金受給 4

出向復帰後訓練助成

- 1 復帰後訓練計画届提出・要件の確認 6
- 2 復帰後訓練の実施
- 3 支給申請・助成金受給

- 1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出 向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先 の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- 2 出向元事業主と出向先事業主が出向計画届(または支 給期間延長届)を作成し、出向開始日(または延長希望 日)の前日(可能であれば2週間前)までに都道府県労 働局またはハローワークへ提出してください。(手続き は出向元事業主がまとめて行います)
- 3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間(月単位) ごとに出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成 し、**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してくだ さい。(**手続きは出向元事業主**がまとめて行います)
- 4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。
- 5 支給期間の延長には、引き続き生産量要件(出向元) や雇用量要件(出向先)などの要件が延長届の提出時と その6か月後に審査されます。 また、延長届を提出した場合は、1人あたり最長2年間 まで支給期間の延長が可能です。
- 6 出向元事業主が復帰後訓練計画届を作成し、訓練開始 日の前日(可能であれば2週間前)までに都道府県労働 局またはハローワークへ提出してください。

計画届、延長届の提出と支給の申請はオンラインでも受け付けています。

【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】

https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/

参考:出向運営経費助成額比較(イメージ)

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 9,000円
- ・出向期間中の出向運営経費 出向元賃金負担 3,600円、出向先賃金負担 5,400円
 - 出向先での教育訓練と労務管理に関する調整経費など 3,000円

出向元・出向先ともに中小企業事業主で、出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない場合の例です。 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

産業雇用安定助成金の例(出向運営費)

出向元		出 向 先	
3,600円		8,400 円 (出向先賃金負担分:5,400円 + 教育訓練・労務管理に関する調整経費:3,000円)	
助成額 9/10(3,240円)	実質負担 1/10(360円)	助成額 9/10(7,560円)	実質負担 1 / 10 (840円)

(参考)雇用調整助成金の場合

助成額	実質負担	実 質 負 担
2/3(2,400円)	1/3(1,200円)	10/10 (8,400円)

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。 助成金の相談・申請先は(公財)産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00(土・日・祝日も受け付けています)

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

2022 (令和4)年10月1日 制度改正

産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大します

令和4年10月1日の改正内容

支給期間の延長

出向労働者一人あたりの支給期間を延長します

現 行

改正後

最長1年(365日)



最長2年(730日)

- 延長される期間は、令和6年3月31日までです。
- 延長希望日の3か月前から前日までの間に「延長届」の提出が必要です。 なお、令和4年11月30日までに延長届を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。
- 支給期間の延長には、引き続き売上高や生産量などの生産指標が一定以上減少しているか()(出向元)、 雇用量が一定以上減少していないか(出向先)などの要件が延長届の提出時とその6か月後に審査されます。
- 令和4年10月1日時点で、1年を超えて引き続き出向を実施している労働者は、令和4年11月30日までに 延長届を提出すると、さかのぼって支給されます。 出向計画届提出時と生産量要件が一部異なりますのでご留意ください。

支給対象労働者数の上限撤廃

支給対象労働者数上限を一部撤廃します

【新設】

現 行

改正後

出向元・出向先ともに 最大500人まで



出向元事業所に限り 上限撤廃

1年度あたり

資本的・経済的・組織的関連性など、独立性が認められない事業主間で実施される出向はこれまでどおり 最大500人までです。

出向復帰後の訓練(off-JT)に対する助成

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をプラッシュアップ させる訓練(off-JT)を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。

経費助成:実費(1人あたり上限30万円)

賃金助成:**1人1時間あたり**900**円(上限**600**時間)**

- 出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります。
- 出向復帰後訓練を行う場合は、訓練開始日前日までに「復帰後訓練計画」の提出が必要です。 なお、令和4年11月30日までに訓練計画を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。

産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、 在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して 助成を行うものです。助成金の支給要件や手続き方法は、ガイドブックをご覧ください。



産業雇用安定助成金 ガイドブック

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。 助成金の相談・申請先は(公財)産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 0120-603-999 受付時間 9:00~21:00(土・日・祝日も受け付けています)

お問い合わせ先



😭 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL040930政01